

第21期決算公告

平成26年6月27日

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
野村信託銀行株式会社
執行役社長 眞保 智絵

貸借対照表（平成26年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	10,506	預金	469,520
現金	0	当座預金	5,745
預け金	10,505	普通預金	91,990
債券貸借取引支払保証金	29,590	定期預金	330,636
買入金銭債権	734	その他の預金	41,147
特定取引資産	926	譲渡性預金	258,812
特定金融派生商品	926	コールマネー	149,954
有価証券	784,832	特定取引負債	936
国債	380,024	特定金融派生商品	936
地方債	89,693	借入金	277,631
社債	129,130	借入金	277,631
その他の証券	185,983	信託勘定借	16,646
貸出金	399,139	その他負債	32,623
証書貸付	317,733	未払法人税等	301
当座貸越	81,405	未払費用	3,414
外国為替	3,192	前受収益	889
外国他店預け	3,187	金融派生商品	20,328
取立外国為替	4	資産除去債務	109
その他資産	19,777	その他の負債	7,579
前払費用	208	賞与引当金	1,244
未収収益	4,148	退職給付引当金	652
金融派生商品	12,341	偶発損失引当金	377
仮払金	2,087	事業撤退損失引当金	12
その他の資産	991	負債の部合計	1,208,411
有形固定資産	1,326	（純資産の部）	
建物	236	資本金	30,000
その他の有形固定資産	1,089	資本剰余金	8,270
無形固定資産	7,058	その他資本剰余金	8,270
ソフトウェア	6,901	利益剰余金	6,742
のれん	155	利益準備金	1,147
その他の無形固定資産	1	その他利益剰余金	5,595
繰延税金資産	558	繰越利益剰余金	5,595
貸倒引当金	△1,446	株主資本合計	45,012
		その他有価証券評価差額金	6,993
		繰延ヘッジ損益	△4,221
		評価・換算差額等合計	2,772
資産の部合計	1,256,196	純資産の部合計	47,785
		負債及び純資産の部合計	1,256,196

損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	31,769
信託報酬	7,595
資金運用収益	16,060
貸出金利息	4,679
有価証券利息配当金	6,023
債券貸借取引受入利息	88
預け金利息	5
金利スワップ受入利息	5,256
その他の受入利息	6
役員取引等収益	2,704
受入為替手数料	391
その他の役員収益	2,313
特定取引収益	9
特定金融派生商品収益	9
その他業務収益	5,154
国債等債券売却益	2,097
金融派生商品収益	3,056
その他経常収益	244
貸倒引当金戻入益	234
その他の経常収益	9
経常費用	28,983
資金調達費用	10,769
預金利息	790
譲渡性預金利息	217
コールマネー利息	554
借入金利息	436
金利スワップ支払利息	8,761
その他の支払利息	8
役員取引等費用	1,209
支払為替手数料	193
その他の役員費用	1,016
その他業務費用	2,393
外国為替売買損	2,393
国債等債券売却損	0
営業経費用	14,608
その他経常費用	0
その他の経常費用	0
経常利益	2,785
特別利益	58
その他の特別利益	58
特別損失	39
固定資産処分損	18
偶発損失引当金繰入額	19
その他の特別損失	1
税引前当期純利益	2,804
法人税、住民税及び事業税	1,103
法人税等調整額	82
法人税等合計	1,185
当期純利益	1,619

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6 年	～	45 年
その他	3 年	～	20 年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、当社基準に定めた外部格付機関により査定基準日直前に公表された累積デフォルト率に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控

除した残額を計上しております。なお、特定海外債権については、該当ありません。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(5) 事業撤退損失引当金

事業撤退損失引当金は、撤退を決議した業務に係る翌期以降の損失見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定を省略しております。

また、一部の金融資産から生じる金利リスクをヘッジする目的で、金利スワップの特例処理を適用しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは 33,182 百万円であります。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は該当無く、延滞債権額は 2 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1

項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額については、該当ありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額については、該当ありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。

6. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、13,287百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	366,774	百万円
------	---------	-----

担保資産に対応する債務

借入金	199,431	百万円
-----	---------	-----

コールマネー	30,000	百万円
--------	--------	-----

上記のほか、為替・有価証券決済の担保及び信託業の営業保証金等として有価証券52,937百万円、定期預け金4,629百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金629百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,686百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが9,400百万円、1年超4年以内のものが3,286百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 2,694百万円

10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務については、該当ありません。

12. 取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債権については、該当ありません。

13. 取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債務については、該当ありません。

14. 関係会社に対する金銭債権総額 42 百万円

15. 関係会社に対する金銭債務総額 17,897 百万円

16. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。当事業年度における当該剰余金の配当に係る資本準備金又は利益準備金については、該当ありません。

17. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 14.33%

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	-	百万円
役務取引等に係る収益総額	24	百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	-	百万円
その他の取引に係る収益総額	-	百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	89	百万円
役務取引等に係る費用総額	-	百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	770	百万円
その他の取引に係る費用総額	-	百万円

2. 関連当事者との取引に関する事項

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) 親会社及び法人主要株主等 | 重要性が乏しい為、記載を省略しております。 |
| (2) 子会社及び関連会社等 | 該当事項はありません。 |
| (3) 兄弟会社等 | 重要性が乏しい為、記載を省略しております。 |
| (4) 役員及び個人主要株主等 | 該当事項はありません。 |

3. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益 234 百万円を含んでおります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、野村グループの信託銀行として、預金・融資・為替といった「銀行ビジネス」、お客様の財産をお預かりして運用・管理する「信託ビジネス」、及び有価証券の取引等「証券・運用ビジネス」を展開しております。野村証券を銀行代理店及び信託契約代理店とした代理店業務では、「野村ホームバンキング」（インターネットバンキングサービス）を利用した個人向け預金商品や、法人向け円貨仕組預金を提供しております。これらの代理店チャネルからの預金に加え、コールマネー、譲渡性預金等により、資金調達を行っております。

調達された資金は、野村グループの国内営業基盤の優位性を活用し、プライベートバンキング業務における富裕層向け融資、代理店業務における「野村 Web プラスローン」といった有価証券を担保とするローン商品、有価証券をリパッケージしたローン商品、クレジットリンク・ローン、及び国債・地方債・財投機関債・社債・クレジットリンク債等の有価証券投資で運用しております。

これらの金融資産・負債から生じる市場リスク及び流動性リスクは、フロント部門での管理に加え、独立したミドルオフィス及び ALM 委員会で総合的に管理しております。また、当社ではトレーディング業務を行っておりますが、取引規模は限定されております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社は、貸出金及び有価証券を中心に運用しており、それぞれ顧客の債務不履行リスク及び発行体のデフォ

ルトリスクが存在しております。貸出金残高の3割程度を占める有価証券を担保としたローン商品は、保全率が高く、信用リスクは限定されております。一方、有価証券担保ローン以外の貸出金は、高格付の相手先への貸出が中心ではあるものの、経済環境等の状況変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券は、主に国債、地方債、財投機関債、社債、クレジットリンク債で構成されており、大部分は「その他有価証券」に該当します。また、一部の有価証券は金利スワップ取引により金利リスクをヘッジしており、それらの取引にはヘッジ会計を適用しております。

コールマネーに代表される市場からの資金調達には、金融環境によっては市場規模が縮小し、円滑な資金調達に支障をきたす可能性があります。担保適格の有価証券を保有することで、流動性リスクを一定水準に抑えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社では、信用供与先の財務状況の悪化等による不良債権の発生を未然に防ぐため、貸出金・有価証券ともに、個別案件・発行体ごとに審査部門が審査を実施しております。また、信用供与先ごと及び信用供与先のグループごとのエクスポージャー管理を日次で行うとともに、統計的な手法によるリスク計測を定期的実施しております。

ローン商品では、信用格付に基づいたプライシング運営の推進、及び与信集中リスクをコントロールするための業種ガイドラインの導入といった与信ポートフォリオ運営の高度化に取り組んでおります。加えて、有価証券を担保としたローン商品については、回収リスクを一定水準に抑えるために、担保設定されている株式の市場での売買状況等を定期的にモニターしております。

② 市場リスクの管理

1) 市場リスクの管理体制

当社では、執行役会で市場リスク管理の基本的考え方を明確化し、それに応じて、ポジション限度、VaR リミット、ロスカットルール等を設定することで、市場リスクを適切にコントロールしております。外国為替取引においては、市場リスクは極力とらない方針のもと、必要最低限のポジション限度、VaR リミットで運営しております。貸出金、預金及び資金証券取引においては、商品ごとに残高枠を設定するとともに、金利変動による損失リスクを許容範囲に抑える目的で、金利スワップ取引等によるヘッジ取引を行っております。これらの銀行勘定の運営計画は、半年ごとにALM委員会で審議され、執行役会で承認されております。また、日々のポジション及び損益の状況は、リスク統括部から毎営業日、執行役及び関係部署に報告されております。

2) 市場リスクに係る定量的情報

当社では、有価証券、貸出金、預金、譲渡性預金、コールマネー、借入金、信託勘定借及びデリバティブ取引についてヒストリカル・シミュレーション法（信頼区間99%、保有期間はトレーディング業務10日間、バンキング業務20日間）によるVaRで市場リスク量を計測しております。平成26年3月31日現在で当社のトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推定値）は5百万円、バンキング業務の市場リスク量は1,582百万円となっております。

なお、当社では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。平成26年3月期にトレーディング業務を対象に実施したバックテストの結果、実際の損益がVaRを超えた回数は4回であり、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉しきれない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

当社は、資産・負債の特性や経営計画、市場変動等を総合的に把握し、必要な資金を円滑に確保し、予想外の損失の発生を未然に防止することを流動性リスク管理の基本方針としております。月次で開催されるALM委員会において、資金ポジションの状況や取扱商品ごとの市場動向等の確認を行い、今後の方針を決定しております。

日々の資金繰りの状況は、リスク統括部から毎営業日、執行役及び関係部署に報告されております。また、資金調達状況に応じて「平常」、「注意」、「懸念」、「危機」のモードを設定し、モードごとの対応策を適時実施する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含

まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に依拠した場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。（注2）参照

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 債券貸借取引支払保証金	29,590	29,590	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	38,449	41,044	2,594
その他有価証券	746,370	746,370	—
(3) 貸出金	399,139		
貸倒引当金（*1）	△1,146		
	397,992	398,074	81
資産計	1,212,403	1,215,080	2,676
(1) 預金	469,520	469,520	—
(2) 譲渡性預金	258,812	258,812	—
(3) コールマネー	149,954	149,954	—
(4) 借入金	277,631	277,631	—
(5) 信託勘定借	16,646	16,646	—
負債計	1,172,564	1,172,564	—
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,430	3,430	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(11,427)	(13,151)	(1,723)
デリバティブ取引計	(7,997)	(9,721)	(1,723)

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 債券貸借取引支払保証金

これは、約定期間が短期間（1カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

債券は日本証券業協会又は取引金融機関から提示された気配値に、投資信託は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについて

は、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、長期の定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定してしております。その割引率は、期末日時点におけるスワップ取引に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー

コールマネーは、約定期間が短期間（最長12カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を期末日時点におけるスワップ取引に使用する利率で割引いて現在価値を算定してしております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 信託勘定借

信託勘定借は、信託勘定の余裕金を期間の定めなく受け入れるもので、要求払預金と同等であることから、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてしております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（先物為替、通貨オプション、通貨スワップ等）であり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式(*)	11

(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
債券貸借取引支払保証金	29,590	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	494	1,896	11,309	—	—	25,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	116,868	309,240	117,058	149,914	7,701	20,000
貸出金(*)	98,736	161,436	112,977	12,194	6,786	7,005
合計	245,691	472,573	241,344	162,109	14,487	52,005

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない2百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	349,020	2,700	11,500	6,000	13,500	86,800
譲渡性預金	258,812	—	—	—	—	—
コールマネー	149,954	—	—	—	—	—
借入金	202,431	5,000	5,000	7,000	12,500	45,700
信託勘定借	16,646	—	—	—	—	—
合計	976,864	7,700	16,500	13,000	26,000	132,500

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

なお、社債については該当ございません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

売買目的有価証券並びに子会社・子法人等株式及び関連法人等株式、当事業年度中に売却した満期保有目的の債券、保有目的を変更した有価証券については該当ありません。

その他有価証券で時価があるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理しております。

1. 満期保有目的の債券(平成26年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	25,607	29,128	3,520
	外国債券	4,986	5,202	215
	小計	30,593	34,330	3,736
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国債券	7,856	6,714	△1,141
合計		38,449	41,044	2,594

2. その他有価証券（平成 26 年 3 月 31 日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	564,155	554,349	9,805
	国債	354,417	345,063	9,353
	地方債	88,185	87,973	212
	社債	121,551	121,312	239
	その他	141,374	140,064	1,310
	小計	705,530	694,413	11,116
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	9,086	9,100	△14
	地方債	1,507	1,508	△0
	社債	7,578	7,592	△13
	その他	32,488	32,662	△174
	小計	41,575	41,763	△188
合計		747,105	736,177	10,927

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
債券	58,781	1,904	—
国債	58,580	1,904	—
社債	201	0	—
その他	703	193	—
合計	59,484	2,097	—

(金銭の信託関係)

金銭の信託については該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	506 百万円
退職給付引当金	235
賞与引当金	447
減損損失	121
未払事業税	72
クレジットリザーブ	83
繰延消費税額等	73
偶発損失引当金	135
繰延ヘッジ損益	2,374
減価償却超過額	179
その他	389
繰延税金資産小計	4,618
評価性引当額	△34
繰延税金資産合計	4,583
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	3,933
その他	91
繰延税金負債合計	4,025
繰延税金資産の純額	558 百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 10 号)が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成 26 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 38%から 36%となります。この税率変更により、繰延税金資産は 54 百万円減少し、その他有価証券評価差額金は 4 百万円増加、繰延ヘッジ損益は 1 百万円減少して、法人税等調整額は 57 百万円増加しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	79,641 円 84 銭
1 株当たりの当期純利益金額	2,698 円 50 銭

信託財産残高表 (平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	356,366	金 銭 信 託	1,678,509
有 価 証 券	2,231,379	年 金 信 託	128,642
投資信託有価証券	9,327,061	投 資 信 託	13,701,092
投資信託外国投資	3,151,060	金銭信託以外の金銭の信託	213,687
信託受益権	48,029	有 価 証 券 の 信 託	516,015
受託有価証券	515,984	金 銭 債 権 の 信 託	25,999
金 銭 債 権	89,050	包 括 信 託	1,501,373
そ の 他 債 権	265,219		
コ ー ル ロ ー ン	1,381,653		
銀 行 勘 定 貸	16,646		
現 金 預 け 金	382,686		
そ の 他	180		
合 計	17,765,319	合 計	17,765,319

(注)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 共同信託他社管理財産は該当ありません。
3. 元本補てん契約のある信託の貸出金は該当ありません。
4. 元本補てん契約のある信託の内訳は、次のとおりであります。
なお、貸付信託は取扱っておりません。

金 銭 信 託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
コ ー ル ロ ー ン	18	元 本	20
そ の 他	2	そ の 他	0
計	20	計	20